

横浜市建築審査会条例の一部改正について

1 建築審査会の概要

建築審査会は、建築基準法に基づいて設置される附属機関であり、

- ① 建築基準法に規定する市長の許可に対する事前の同意
- ② 審査請求に対する裁決についての議決
- ③ 市長からの諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議

を行うものです。

本市の建築審査会は、法律、建築などの分野から選出する7名の委員で構成され、毎年12回程度開催しています。

2 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(地方分権一括法)が、平成27年6月26日に公布されました。この法律の中で建築基準法が改正され、これまで建築基準法で規定されていた建築審査会委員の任期について、条例で定めることとなりました。そこで、委員の任期に関する規定を追加するため、「横浜市建築審査会条例」の一部を改正します。

併せて、文言の明確化に伴う所要の改正を行います。

3 建築基準法改正の内容

現行法	委員の任期を <u>建築基準法で規定</u> しています(第80条)。 主な内容：任期は2年、再任は可 等
改正法 平成28年 4月1日 施行	委員の任期は、 <u>国土交通省令で定める基準(※)を参酌して条例で定めることとされました</u> (第83条)。 ※ 国土交通省令で定める基準(建築基準法施行規則 第10条の15の7) ⇒ <u>現行法と同じ内容</u> (1) 委員の任期は、2年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。 (2) 委員は再任されることができること。 (3) 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。

4 横浜市建築審査会条例の改正内容

(1) 委員の任期について新たに規定します(第3条)。

国の参酌基準や本市の他の附属機関の委員の任期等も考慮して、委員の任期を2年と定めます。

現行	改正案
※現行の建築基準法で規定されていたため、委員の任期に関する規定なし。	<u>(委員の任期)</u> <u>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は再任されることができ。</u> <u>3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u>

(2) 文言の追加を行います(第4条)。

建築審査会が招集される場合

- ① 建築基準法による市長の許可に対して同意を求められたとき(同法第44条第2項等)
- ② 建築基準法による審査請求があつたとき(同法第94条第1項前段)
- ③ 他の法律(※)で準用されて、①及び②が生じたとき
※ 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に基づく容積率の緩和 等

③の場合にも招集されることを明確にするため、文言を追加します。

現行	改正案
(会議の招集) 第3条 審査会は次の各号の一に該当する場合において会長が招集する。 (1) 法の規定により、市長から同意を求められたとき。 (2) 法第94条第1項の規定により審査請求があつたとき。	(会議の招集) 第4条 審査会は次の各号の一に該当する場合において会長が招集する。 (1) 法(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により、市長から同意を求められたとき。 (2) 法第94条第1項前段(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により審査請求があつたとき。

5 施行日

平成28年4月1日